

平成25年度ユニバーサル社会に対応した 歩行者移動支援に関する現地事業の実施箇所募集要領

1. 事業の目的

ユニバーサル社会の実現に向けて、ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)等を利用し、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが不可欠です。

「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」（以下「本事業」という。）は、歩行者移動支援システム^(※1)による本格的なサービス展開に向け、多様な位置特定技術や歩行空間ネットワークデータを利用し、歩行者移動支援システムを現地で適用し、継続的なサービスを前提としたビジネスモデルの構築を含めた一連の取組みを行い、「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン（案）」^(※2)の充実・改訂を図ることを目的として行うものです。

（※1） 「歩行者移動支援システム」については、「参考資料1」及び「参考資料2」を参照のこと

（※2） 「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン（案）」（平成25年3月）

（URL） <http://www.mlit.go.jp/common/000994955.pdf>

2. 事業の概要

（1）対象者

都道府県又は市区町村（以下、「市区町村等」という。）を構成員に含む協議会（以下、「協議会」という。）

（2）事業概要

本事業は、歩行者移動支援システムの本格的なサービス展開に向け、以下に示す一連の取組みを実施するものです。

① 「歩行者移動支援サービス^(※3)の導入に関するガイドライン（案）」に基づき、多様な位置特定技術や歩行空間ネットワークデータを利用した歩行者移動支援システムを以下の（ア）～（オ）により構築する。

（ア）歩行空間ネットワークデータ^(※4)の作成及び計測精度の比較^(※5)

（イ）施設管理者（道路、鉄道等）との連携

（ウ）バリア情報やバリアフリー情報を提供するコンテンツの作成

（エ）利用者からの情報提供が活かせるサービスの運営

（オ）多様な位置特定技術の利用

② ①により構築した歩行者移動支援サービスについて、継続的なサービス提供の運用体制を含むビジネスモデルを構築する。

なお、本事業の実施箇所は、今回提出いただく提案書に基づき、有識者の助言・

意見を踏まえ、選定させていただきます。

(※3) 歩行者移動支援サービス：①現在位置案内、②施設情報提供、③経路探索、④移動案内、⑤注意喚起、⑥緊急情報提供の機能のうち1つ以上を利用し、移動制約者の特性を考慮したバリア情報の提供やバリアフリー経路案内等の移動を支援するサービスです。これまで国土交通省の事業として行ってきた事例集を以下のURLに掲載しておりますので参照ください。

(URL) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000031.html

(※4) 歩行空間ネットワークデータ：段差や幅員などのバリア情報を含んだ歩行経路の状況を表すデータです。「歩行空間ネットワークデータ整備仕様案」(平成22年9月)^(※6)に基づき作成します。データ項目や作成例等については、以下のURLを参照ください。

(URL) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000026.html

(※5) 歩行空間ネットワークデータの計測精度の比較については、下記①～②に示す取組みを想定しています。なお、経緯度や距離の計測については、「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン（案）」（平成25年3月）の【付録B】を参考してください。

① [経緯度の計測精度比較]

本事業で作成する歩行空間ネットワークデータのノードについて、全ノード数の5%程度の任意の連続したノードを簡易計測と測量用機器の2種類の計測方法で計測し、計測精度の比較を行う。

② [距離の計測精度比較]

本事業で作成する歩行空間ネットワークデータのリンクについて、全リンク数の5%程度の任意の連続したリンク延長を簡易計測と測量用機器の2種類の計測方法で計測し、計測精度の比較を行う。

(※6) 「歩行空間ネットワークデータ整備仕様案」(平成22年9月)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/000124059.pdf>

(3) 事業規模

平成25年度の全体事業費約40百万円の範囲内で概ね5件程度の実施を予定しています。

(4) 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成26年3月までです。

(5) 事業実施の範囲

本事業は、事業実施準備、広報周知、サービス提供の取組み及び各種調査を対象とします。

なお、次年度以降のサービス提供するための運営は本事業の対象外です。

3. 募集について

応募にあたっては、別添の様式に従い以下の内容を記述して下さい。

(1) 提案書の記述内容

1) 応募者等

協議会の名称や構成機関、事業の対象地域を記述します。なお、応募は以下の応募資格を有する協議会のみとなります。

【応募資格】

- ①地域の様々な主体との連携・協力を確保するための実施体制を構築すること。
- ②協議会に参画する市町村等が明らかであること。

なお、応募段階で協議会が設置されていない場合は、参画予定の市町村等により応募ができます。ただし、選定後、事業開始までに協議会の設置を行うことにします。

2) 実施テーマ

移動制約者^(※7)の移動の面で地域が抱える課題に対し、歩行者移動支援サービスを利用して実現する目標を記述します。

なお、歩行者移動支援サービスは、バリア情報以外の情報とも組み合わせることで、以下をはじめ様々なサービスが考えられます。

【サービス提供例】

- ・坂や段差が多い地域を訪れる高齢な観光客の移動を円滑にするための情報提供
- ・公共交通の運行情報と連携させた歩行者移動支援サービスの提供

(※7)移動制約者とは、「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」第2条第一号に定める高齢者、障害者等(高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制約を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。)のほか、初めてその場所を訪れる者、外国人、乳幼児連れ等が含まれます。

3) 対象地域における課題とニーズ

対象地域の課題やニーズを具体的に記述し、それに対して歩行者移動支援サービスが有益な手段と想定される理由について記述します。

4) 取組み内容

本事業における取組み内容として以下を記述します。

- ①対象地域の課題やニーズを踏まえた、実施テーマに対する本事業の目的・役割、主な対象者
- ②歩行者移動支援サービスとして提供するサービスの内容やそのためのシステム
- ③システムを構築するうえでの施設管理者（道路、鉄道等）との連携による取組み

施設管理者（道路、鉄道等）との連携による取組みとしては、以下のような例が考えられます。

【施設管理者（道路、鉄道等）との連携による取組みの例】

- ・施設管理者が保有する情報（地図情報や交通機関の運行情報等）とシステムを連動し、利用者の利便性を向上させる取組み
- ・施設管理者の管理する施設に位置特定のための器械（無線マーカー、ICタ

グ等) を設置して行うサービス提供の取組み
④作成したアプリケーションやデータを広く情報公開するための取組みについて

5) 達成目標

本事業による数値目標及びその把握方法、達成時期について記述します。

6) 継続的なサービス提供に向けたビジネスモデルや運用体制

本事業終了後も継続してサービス提供を行うための運用方針、維持更新も含めた運用体制、運用にかかる支出項目やそのための費用調達方法等のビジネスモデルについて記述します。さらに、利用者からの情報提供が活かせるサービスの運営方法について記述します。

7) 概算費用

本事業にかかる概算費用について記述します。位置特定インフラの購入・設置(一時的にリースやレンタルする場合は除く)は、本事業の対象とはなりませんが、全体の概算費用を把握するため記述が必要です。

8) 本事業に関連して実施する事業

本事業に関連して行う事業がある場合には、事業名、概算費用、事業内容を記述します。

(2) 応募書類の提出について

1) 受付期間

応募書類の提出締切は、平成25年5月17日（金）（17：00必着）まで

2) 提出書類

①応募申請書（押印したもの）及び提案書(別添様式) 1部
②①の電子データ（word）を納めたCD-R 1部

3) 提出方法

上記の提出書類（①及び②）を一つの封筒に収め、3.(7)「問合せ及び提出先」へお持ちいただくか、若しくは郵送等（宅配便、バイク便等を含む）により提出してください。封筒には、「平成25年度ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業 応募書類在中」と赤字で明記願います。

郵送等の過程において、何らかの事情により応募書類が未着となつた場合の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。郵送等の場合は、簡易書留扱いにする等、発送と到着の確認ができる方法での送付を推奨します。

4) 受付通知書

応募書類の受領後、郵送により「受付通知書」を発送いたします。応募書類の

提出後1週間を経過しても「受付通知書」が届かない場合には、3.(7)「問合せ及び提出先」にご連絡ください。

なお、受付通知書を発送した場合であっても、応募書類に不備等があるときは、審査されないことがあります。

5) その他

提出された応募書類は返却しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいてください。また、応募申込及び選定の過程における応募書類・追加資料の作成・提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 選定方法

提出された提案書については、有識者を構成員とする「歩行者移動支援有識者委員会」^(※8)からの助言・意見を踏まえ、以下の「選定に必須の条件」を確認し、「選定を優位に評価する要件」を考慮の上、総合的に評価を行います。

(※8) 歩行者移動支援有識者委員会については、以下のURLを参照ください。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000030.html)

【選定に必須の条件】

- ① 移動制約者の移動の面で地域が抱える課題に対し、歩行者移動支援サービスを利用して解決を図る取組みであること。
- ② 歩行者移動支援システムの各構成要素を利用してサービス提供を行う取組みであること。
- ③ 本事業終了後も継続的にサービス提供することを想定し、歩行者移動支援サービスの維持更新を考慮した運用体制を含むビジネスモデルを構築したうえで実施する取組みであること。

【選定を優位に評価する要件】

- ① 対象地域における地域の課題の観点から、歩行者移動支援サービスの導入が課題への対処に有益な手段として想定されるか。
- ② 取組み内容について、移動制約者の移動の観点から、位置特定技術や歩行空間ネットワークデータを有効に利用したサービスを提案しているか。
- ③ 施設管理者（道路、鉄道等）との連携による取組みについて、現実的かつ具体的な提案をしているか。
- ④ 取組み内容について、他地域への普及の容易性の観点から優れた提案をしているか。
- ⑤ 達成目標について、具体的な数値目標、把握方法及び達成時期を提案しているか。
- ⑥ 継続的なサービス提供に向けた運用体制を含むビジネスモデルについて、現実的かつ具体的な提案をしているか。

(4) 問合せ及び提出先

国土交通省総合政策局総務課 担当 園部

郵便番号：100-8918

住 所：東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館12階

電 話：03-5253-8794

4. その他

(1) 事業の実施方法

国土交通省は、本募集要領に基づき提出された提案書から本事業の実施箇所を選定した後、提案書を提出した協議会と緊密に連携して本事業を行う者（以下、「実施者」という。）を実施箇所毎に企画競争^(※9)により選定し、実施者と請負契約を締結します。

なお、協議会は実施者を通じて現地事業に携わって頂きます。

(※9) 企画競争に参加するためには、平成25・26・27年度国土交通省本省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」が必要となります。なお、平成25・26・27年度国土交通省本省競争参加資格（全省統一資格）については、統一資格審査申請・調達情報検索サイトを参照ください。<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

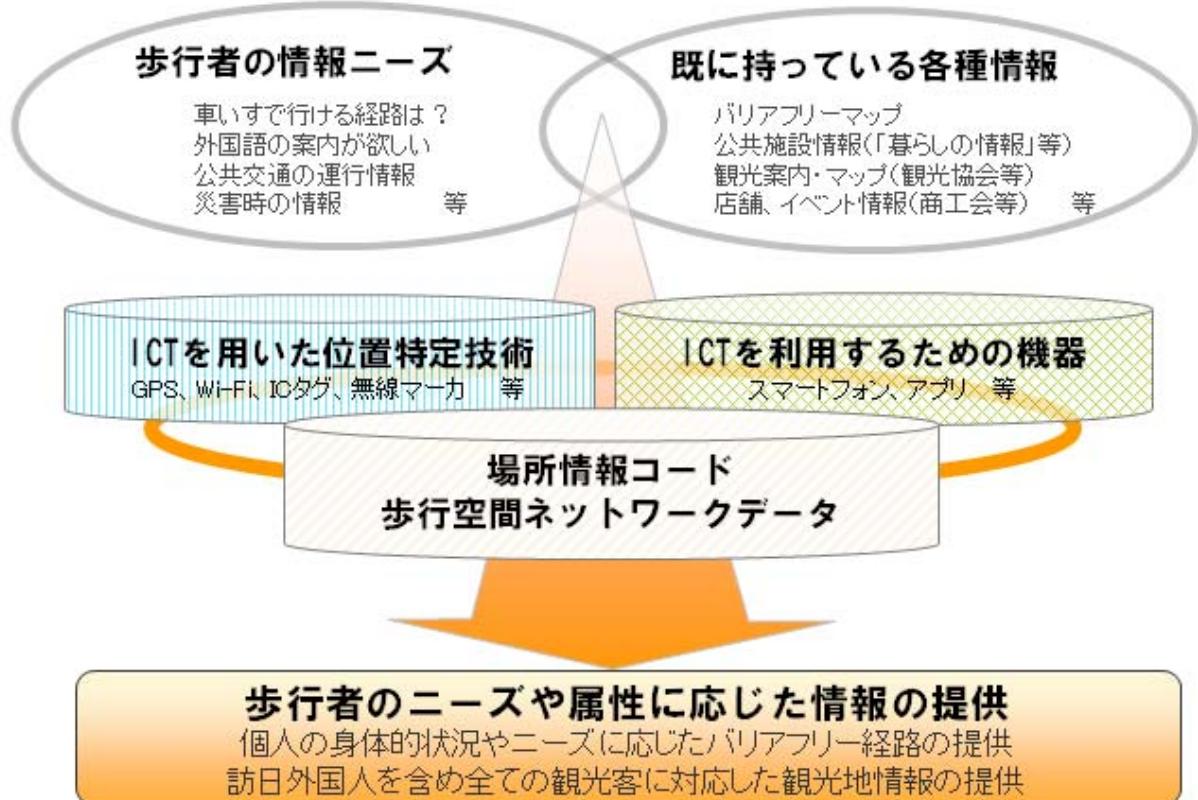
(2) スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定しています。ただし、諸事情により、変更することがあります。なお、別途、事業実施中に事業の進捗状況等について報告を求めることがあります。

平成25年	5月17日	募集締切
	5月下旬	歩行者移動支援有識者委員会での委員からの助言を参考として、実施箇所・実施テーマを決定
	6月中旬	実施者の募集の公示（企画競争）
	7月下旬	実施者の選定
	8月中旬	実施者との請負契約
	8月下旬～	事業の実施
平成26年	3月上旬	成果報告

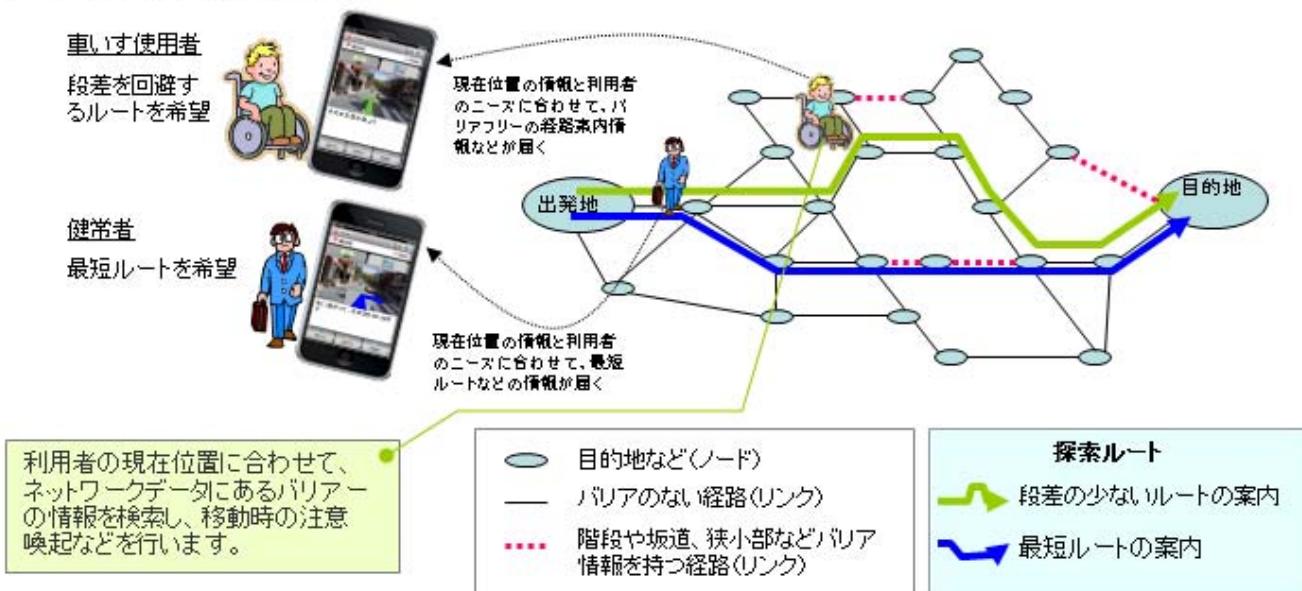
サービスの内容と仕組み

歩行者移動支援サービスは、様々な場面における利用者の情報ニーズに応え、移動経路や地域情報等を提供できるサービスで、スマートフォン等を通じ、ダイレクトに個人へ情報提供できる仕組みです。



サービスを支える歩行空間ネットワークデータ

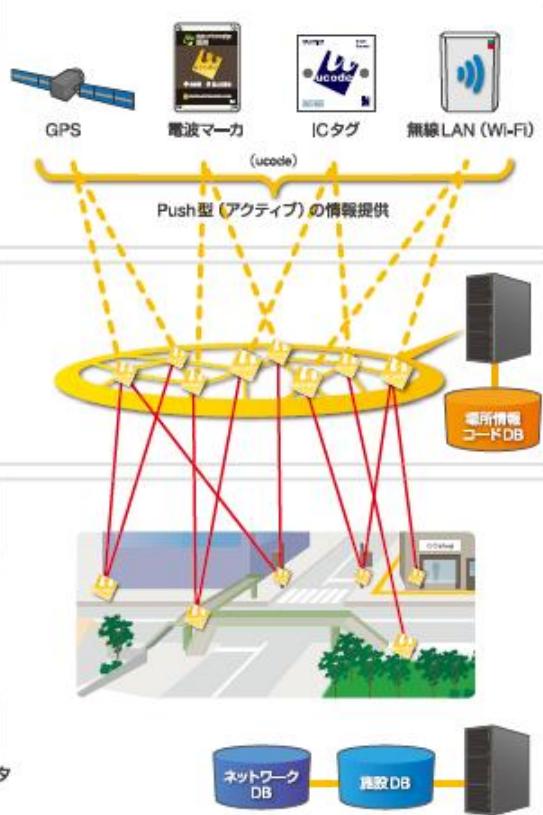
歩行空間ネットワークデータが整備されると、階段、道幅、段差等を避けた、個人の身体的状況やニーズに応じたバリアフリー経路の検索が可能となります。



歩行者移動支援システムの構成

① 位置特定技術

場所情報コードを発信し、高精度かつリアルタイムな位置特定を実施



② 場所情報コード

論理的な場所を示す
場所情報コード



③ 歩行空間 ネットワークデータ

場所情報の繋がりや、
歩行空間上のバリア情報の
有無等を示すデータ



④ 施設データ

公共施設やトイレ等の施設データ



位置特定情報の発信



⑤ 携帯情報端末

場所情報コードを基にアプリケーション・サービスと連携し、
場所や利用者の属性に応じ、経路情報や施設情報などさまざまな情報を表示



場所情報コード、歩行空間ネットワークデータ、施設データなどの情報を
利用し、提供する情報を解析

(アプリケーション例)

- ・目的地、施設情報検索
- ・安全経路探索
- ・周辺情報提供
- ・目的地への誘導案内



⑥ アプリケーション・サービス